

令和元年 6 月 定例会 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会（付託）

令和元年 7 月 8 日（月）

〔委員会の概要〕

須見委員長

ただいまから、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

仁井谷保健福祉部長

理事者において、説明及び報告すべき案件はございません。よろしくお願ひいたします。

須見委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

扶川委員

ではDVのことから先にお尋ねいたします、県のホームページに事業のデータが載っていますけれど、一番新しいところで、女性支援センターのデータを教えていただきたいのと、平成29年度あたりから平成30年度の相談件数とDVの推移、それから今年度、今までのところの数はどうなっているか、前年度と比べてどんな状況か教えてください。

山上男女参画・人権課長

扶川委員からDVの相談件数に関しての質問を頂いたところでございます。

こども女性相談センターの女性支援担当におきます相談件数でございますけれども、平成29年度におきましては、1,757件。それから平成30年度におきましては2,046件でございます。本年度に関しての数字については持ち合わせていないところでございます。

扶川委員

この事業概要、業務実績を見ますと、平成28年度が1,721件、平成29年度が1,757件、平成30年度が2,046件ということで増加をしております。内閣府が3年に1回行っています調査では、配偶者からの暴力を受けたことがあるという人が平成26年度では女性で23.7パーセント、男性では16.6パーセントだったんですが、平成29年度では女性が31.3パーセント、男性が19.9パーセントに増えています。女性で見ると4人に1人から3人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあるということですが、徳島県の数字というのはあるのですか。

山上男女参画・人権課長

申し訳ありません。この数字に関して徳島県の内訳という数字については持ち合わせておりません。

扶川委員

内閣府の抽出調査は無作為なんでね、徳島県の分の報告はないんだろうと思いますが、恐らく同じような傾向なんだろうとは思いますが。最近DVの相談件数が増えているのは、DV防止法が施行されて、それまであまり声を上げていなかった方が声を上げるようになったということで、必ずしも件数だけをもって悪化していると捉えられないというのはよく分かっております。しかしすごい数には違いありませんね。女性の3人に1人と言ったらものすごい数です。県内だったら一体何万人になるんでしょうね。

ですから、この問題というのは正に県を挙げて取り組むべき問題です。その際、被害者の救済に関しては女性支援センターで保護をすとか、いろいろ一生懸命取組をされている。その結果、実際にDVで検挙される数というのはそう多くない。警察の方がおいでるので、DVで警察が立件した件数の推移というのを教えてください。

樫原少年女性安全対策課長

県警が、昨年中に事件化した件数でございます。DVにつきましては12件を事件検挙しております。

扶川委員

ちょっと推移を知りたいので、前年度、前々度と分かったら教えてください。

樫原少年女性安全対策課長

手元にあります統計を見ますと、平成25年が事件検挙数15件、平成26年が11件、平成27年が29件、平成28年が16件、平成29年8件、先ほど言いました平成30年中が12件、現在、平成31年5月末現在で事件数が6件、検挙しております、前年同期比プラス2件になっております。

扶川委員

前年比プラス2件ということで、深刻な件数は前年比について見てみますとほぼ横ばいということですね。警察のほうではこういう犯罪に至った人に対しては、更生のプログラム教育というのはやっていると思うんですけど、どんな形でやられているのか教えてください。

樫原少年女性安全対策課長

現在、ストーカーに関しては、加害者の同意により心理士であるとか医療的な所を紹介したりしているところであります。DVにつきまして、再発防止ということでございますが、被害者の安全措置であるとか、加えて法と証拠に基づいての検挙措置により隔離を図

るということで、対応しているところであります。

扶川委員

検挙することで対応する、今後、男女共同参画の計画が出ますね。こういうことをやってしまった人に対しては、教育していくみたいなことが書いてあったように記憶しているのですが、私が特に今強調したいのは、警察にお世話になる方はもとより、そこまでいかないけれども自分自身のDVを止めることができない、あるいは女性支援センターに配偶者が保護されていなくなった後、逆に荒れて家族に対してDVをしてしまうような男性も多いわけです。そういう人たちに対する再発防止というか、自分のそういう人生や家庭生活の状況を振り返って更生に取り組む機会というか、そういうものを作ってあげることがDV問題の非常に大事な問題だろうと思うんです。

今年の春、DV加害者更生教育プログラム全国ネットワークというのが設立されたということがホームページに載っていきまして、全国的にもそういう取組が、今ようやく始まりかけているのではないかというふうに思います。その中で、こう書いてあります。「日本では2001年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が施行されてから全国的な被害者支援が始まり、重大な社会問題として認知されるようになりました。しかしながら、親密な関係の相手の人権を抑圧している加害者の責任はほとんど問われず、大半の加害者はそのまま放置されています。そのため多くの被害者は、関係を続けることで暴力に苦しみ、離れることで経済的あるいは社会的損失に苦しみ、安心して安全な暮らしは得られない状況を余儀なくされています。このような理不尽な状況を打破するためには、DVは社会が生み出しているとの認識に立ち、加害者に処罰と更生を義務化するという、既に多くの国・地域で実施されている公的介入の仕組みが必要です。その加害者対策の核になるのが更生教育であり、受皿としての加害者プログラムを全国に設ける必要があります。私たちは被害者支援と加害者対策は社会からDVをなくすための車の両輪であると確信し、次のことを目標及び理念に掲げ、DV加害者更生教育プログラムを実施し、発展させ、DVのない社会の実現に寄与します。」というのが、この団体の取組なんですけど、これには、内閣府男女共同参画局暴力対策推進室長などが、来賓として参加されて御挨拶をされております。

とにかく加害者を放置していたのでは被害者を救えない。この加害者対策というのが、加害者に意識改革をしていただくことが非常に重要なんだということを強調されている。県としてはどういう認識かお答えください。

山上男女参画・人権課長

先ほど扶川委員から加害者の更生に関して御質問を頂いたところでございます。まず、先ほどお話がありました加害者に対する更生プログラムにつきましてでございますけれども、現在国において検討がなされているところでございまして、県におきましては、今後ともこの調査研究に関しての動向というのを注視してまいりたいと考えているところでございます。

なお、県におきましては、まず加害者に対して、基本的には刑事施設及び保護観察中において、更生のためのより適切な処遇の実施を検討するとされているところでございまして

て、また、先ほど申しました更生プログラムの検討課題の中の一つといたしまして、国におきましては、加害者の更生を実施する施設につきましては、被害者の安全でありますとか恐怖心などを考えると、被害者が相談等のために頻繁に訪れる施設ではないことが望ましいとされているところでございます。

そうしたことから、県におきましては、中央、南部、西部の県内3か所のこども女性相談所センターにおきまして、まずはDV被害者に対して、被害者の視点に立った相談支援をしっかりと行ってまいりたい、このように考えております。

扶川委員

国の方針を見極めて、それはそうなんでしょうけど、是非後から遅れて付いて行くのではなくて、先頭に立って進めていただきたいと思います。

それで今おっしゃっていただいたように、その加害者について、保護観察が付いている人に対する更生プログラムを国は考えていると思うので、私が先ほど申し上げたのは、そこまでいかない方を含めて、何らかのフォローがいるのではないかとということで、民間で取り組んでいる取組を御紹介したいんですけど、徳島県内にもそういう団体が一つある。「地域支援ネットそよ風」ですが、初めて私もそれを教えていただき知りました。自分自身がDVの加害者意識を持っている方が、自分自身の意思でこのプログラムに参加して立ち直っていこうと、なかなかそういう人は多くはないのかも分かりませんが、こういう人を増やしていくのは大事ですよ。

ところがこの団体のプログラムはいいなと思うんですが、やっぱり経費が掛かるんです。1回受講する、話し合いをするのに3,000円とか数千円の金額、しかも1回や2回でなかなか人間の気持ちなんて変わるものではない。ものすごい回数を重ねていって、話し合いをして、いろんなパターンのプログラムに参加して自分の意識を変えていく、息の長い取組、これを民間だけに任せておいていいのかと思います。この団体の方に聞いてみますと、徳島県では1か所ありますけど、四国全体で1か所しかないそうです。行政としてもやっぱりこういう取組を支援していくべきだろうと思います。立派な取組をされているんですから、何らかの支援制度、国がやらないのなら県単でも作っていったらいいのではないかと、今後検討いただきたいのですが、どのようにお考えですか。

山上男女参画・人権課長

DV加害者に対する支援に関しまして、扶川委員から御質問を頂きました。

先ほど国において更生プログラムが検討されているという旨を申し上げましたけれども、これに関しましては、まず加害者に対して刑事施設及び保護観察所での更生と、それと合わせて別途加害者更生プログラムについても検討をされているようでございます。

それでなお、更生プログラムの検討につきましては、現在はまだこのプログラムが国において確立をされていないということでございまして、様々な課題が指摘されております。

例えば、検討に当たりましては、加害者によってそれぞれ配偶者に対して暴力を振るう要因が様々であることから、どういったプログラムが更生に当たり有効なのか、また、加害者が更生プログラムに通っていること自身が加害者の言い訳に利用されたり、被害者に加害者が変わるのではないかとという過剰な期待を抱かせるのではないかと、あるいは被害者

の安全というのをどのように確保したらいいのか、様々な課題が指摘されているというところでございますので、県といたしましては、この更生プログラムに関しましても慎重に取り扱う必要があるものと、このように考えておるところでございます。

扶川委員

慎重で結構ですけど、慎重に熱心に取り組んでください。知らん顔ではなくて民間がやっていることに対して積極的に状況を聞いていただいて、どうやればいいのかというのを一緒に考えて、熱心に進めていただきたいということを要望して次のことを質問します。

児童虐待のことです。児童相談所の虐待の通報について、ホームページに実績が発表されていますが、平成29年度の相談が634件、平成30年度が756件と増えているのですが、今年度は今までのところの傾向は分かりますか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、扶川委員から今年度の児童相談の対応件数について御質問を頂きました。ただいま持ち合わせておりません。

扶川委員

また集計がされたのを発表されるだろうと思うんですね。今年は2月に発表されているんですかね。それで、この平成30年度まで結構ですけど、心理的虐待というのがありますね。子供の前でDVを見せたりすると心理的虐待になる。これは年次別にどんな推移となっているか教えてください。

石炉こども未来応援室長

ただいま、虐待相談対応件数のうち、心理的虐待の件数について御質問を頂きました。こちらにつきましては、平成30年度につきましては354件、平成29年度につきましては279件、平成28年度につきましては318件となっております。

扶川委員

虐待の対応件数が平成29年度から平成30年度にかけて122件増えているわけですけど、その増加の一因が心理的虐待の増加にあるということがここでも一番大きな要因ですね。これも心理的虐待というのが虐待なんだということが認知されるようになって増えてきたのではないかと思うんですけど、それは必ずしも数字だけで悪化していると捉えることはできないのではないかと思いますけれども、警察との連携についてお尋ねしたいのですが、児童相談所から警察に援助要請をした件数を年度別に教えてください。

石炉こども未来応援室長

援助件数につきましてもただいま持ち合わせておりません。

扶川委員

警察のほうで分かりますか。

樫原少年女性安全対策課長

警察のほうで児童相談所からの援助要請の件数でございます。

昨年中は 8 件ございました。前年比プラス 5 件でございますが、この 8 件のほとんどが一時保護に対する要請でございました。

扶川委員

立入調査・臨検について、実情を過去にさかのぼって教えてください。

石炉こども未来応援室長

これまでの立入調査、臨検についての御質問でございますが、臨検についてはございません。立入調査については昨年度 1 件ございました。

扶川委員

虐待の件数からすると、警察に協力依頼をする件数とか、立入調査、臨検の件数、桁が違ふのですごく少ないという印象を受けるのですけれど、件数だけでは中身が分からないのでこれがどうなのかということとは言えません。

しかし、もしかすると警察官に同行してもらおうという形をとると加害者に対して余計な圧力を掛けて、その後、支援につなげていくのがやりにくくなるというような配慮があるのではないのか、そういうことを言われていますけど実際はどうなんですか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、一時保護等に関しまして警察が同行することによって保護者に対する支援に影響があるのではないかという御質問を頂きました。

実際のところ詳細は分かりませんが、一般の方のお気持ちを考えますとそういったこともあるのではないかと考えております。

また、先ほど警察のほうから要請件数のお話を頂きましたが、必要に応じて一時保護の際に同行をお願いしておるところでございますが、それ以外につきましても児童相談所のほうで安全確認の上、必要な場合には適切に一時保護等対処するようにしております。

扶川委員

県外の重大な事件で、特に警察等の連携とか話題になりましたので、あえてここでお尋ねしているわけですが、余計な配慮、ためらいが警察との連携を妨げるようなことがあってはいけないので、それは必要な場合はちゅうちょなく警察と連携をとって対処するというのをしっかりやっていただきたい、当たり前のことですが、そう思います。

それで、その 48 時間ルールというものがあって、とにかく問題が起きて重大な事故が起こる前に、早く子供の状態を確認するという、これが大きな事件が起こらない前提ですかね。このところをもう少しお尋ねしたいのですが。数字があればいいのですが、平成 30 年度時点では、虐待相談が 756 件あったわけですが、48 時間以内に連絡を取って対応したというのはどの程度あるものなんですか。分かりませんか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、48時間ルールで対応した件数についてという御質問でございます。

この756件につきましては、昨年度対応したケース件数というふうなことでございまして、通告件数と言うわけではございません。48時間以内に対応したケースという件数については持ち合わせておりません。

扶川委員

後で結構ですので、通告件数がどれだけあって、それに対して48時間以内にこれは対応する必要があると考えて対応した数というのを教えていただけたらと思うんですけど。この通告があったら、全て48時間以内に原則として状況を把握しなければいけないというのはそういうルールになっているのですか。

石炉こども未来応援室長

48時間ルールについての御質問を頂きました。

通告があった場合、原則として緊急性が高いものについては48時間以内の確認が必要とされております。場合によりましては各関係機関等への連絡等において、若しくは以前より対応しておるケース等でございまして、緊急性が高くないと確認できる場合もございしますので、そういった場合は48時間を超える場合もございしますが、48時間を超える場合も含めて、全て安全確認はいたしております。

扶川委員

通告に対しては、誰が48時間以内に対応すべきであるかないか判断されて、どういう会議を開くのですか。

石炉こども未来応援室長

通告があった際の確認についてでございますが、通告があった際には緊急受理会議等を開きまして、そこで緊急性が高いか、すぐに確認に行かなければならないか、一時保護が必要かといったことについて、組織として対応を決めまして確認をしております。

また48時間ルールについて、目視で確認することとされておりますが、これについては児童相談所の職員並びに信頼できる関係機関での確認でも足るというふうになっております。

扶川委員

分かりました。信頼できる関係機関というのは具体的にどういう所ですか。

石炉こども未来応援室長

児童虐待についての対応につきましては、児童相談所だけではなく市町村でも対応しておりますし、また、警察のほうで確認いただくこともございます。

扶川委員

分かりました。そうすると、市町村とか警察官の方のスキル、これは児童虐待がある、ないというふうなこと、緊急性がある、ないということを見抜く力がいますよね。

これも今は時間がないので議論しませんけど、そういうスキルアップ、警察でも市町村でも進めていただきたいのです。その音頭を取るのは児童相談所かと思うんですけど、一言だけちょっと。

石炉こども未来応援室長

ただいま、関係機関の職員のスキルアップ等について御質問を頂きました。

特に市町村につきましては、子供たちに1番身近な場所で相談支援に対応する機関ということで、要保護児童対策協議会というものが各市町村に設置されておりまして、それを担当する調整機関というものを市町村に置いております。

そちらの担当職員につきましては、研修が義務付けられておりまして、県のほうで児童福祉司への義務研修とともに、そちらの担当者の方に対しても適切な対応ができるよう研修を行っておるところでございます。

また、警察につきましても、先ほど立入検査の件数はそれほどないということでお答えいたしました。そういった立入検査や臨検についての研修など、実地研修なども合わせて行っております。

扶川委員

それでは、そういう職員さんが体制をとっていても手薄になってしまう土、日、祝日、夜間のことについてお尋ねしたいんですけど、その電話は中央の児童相談所のほうに集約されて掛かってくると思うのですが、実績として土日祝日、夜間、どのくらいの相談件数がある、それでどのような対応がされているかというのがあったら教えてください。

石炉こども未来応援室長

土日休日等の対応についての御質問でございます。

対応した件数についてということですが、こちらについては集計いたしておりませんので持ち合わせておりません。

それから、対応につきましては24時間365日の対応ができるようにということで、夜間それから土日休日につきましては、虐待対応協力員を配置いたしまして、電話の受付を行っております。

特に189でかかってきた場合には、全て中央児童相談所のほうに集約されるようになっておりますので、こちらで対応しております。また、通告等緊急的な対応が必要な場合につきましては、当番制で各児童福祉司に公用の携帯電話を配置しておりますので、そちらによって適切に対応しております。

扶川委員

手薄な時に、この48時間ルールというのはきちんと守られて緊急性のあるものが見逃されてないかというのが非常に重要なんですよね。数字をお持ちでないから、統計がないの

で今お答えいただけませんが、この点に関しては是非きちんと点検をして、見逃しがないかどうか確認していただきたい。本当でしたら、数字を教えていただいたら、この数字の中で、通告がこれだけで48時間対応をしたのは何件でということを知っていただいたらちゃんとやっているのが分かるんですけど、やっていますということしか分からないのでこれ以上お聞きしても難しいと思います。

時間もございませんので。二つお尋ねします。

法律の改正で児童福祉司を支援と介入に分離するというふうなことになりましたけども、徳島県としてはこれにどう対応するのか。徳島県では全国唯一だそうですね、西、南にもセンターがある。これは市町村の体制が弱いのをカバーするという効果があるのでしょうけど、逆に1か所の人数が少ないわけで、そういう意味で分離という考え方がやりにくくなると思うんですけど、そのあたりどのように対応していくのでしょうか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、児童相談所の介入機能と支援機能の分離について御質問を頂きました。

こちらにつきましては、これまでのいろいろな事件も受けまして、今般、児童虐待防止法等の改正案が成立したところでございます。この中で、県においては保護者への指導を適切に行うため、児童の一時保護等を行った児童福祉司等以外の者に当該児童に係る保護者の指導を行わせるということが書かれておるところでございます。

現在、本県の児童相談所におきましては、地区担当により各児童につきまして通告からその後の安全確認、そして必要に応じて一時保護、それからその後の指導等を継続的に行っておるところでございます。この介入・支援の分離につきましては、今後の指導を考えて介入をちゅうちょしてしまうのではないかとといったような議論などもあるところでございます。

ただ一方で、実際に一時保護というものも、必ずしも分離をするためだけにするわけではなくて、まずは児童の安全を確認して保護者の方から事情を聴いて、その後の対応を決めていくというもので、保護者の同意に基づいて行うものも多数ございます。

そういったこともありまして、ここの介入機能と支援の分離につきましては、メリット、デメリットもございます。それから、先ほど委員からおっしゃられていましたように、児童相談所の組織体制の規模によって、例えば、その担当課を分けられているような大きな自治体もあると聞いております。そういったことも踏まえまして、現場の対応をどういったやり方をするのが実際の子供さんや家族にとって一番いい方法になるかといったところにつきまして検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

時間がないので最後にもう一点。先ほども市町村の方々のスキルアップが重要だと申しました。最初、児童虐待の通告の窓口は、まずは一時的には市町村になっていたと思うんですけど、それが電話の189、児童相談所に1本化されたということですよ。

児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点というのは、市町村に置いていくということになっておるのですが、県内の設置状況はどうですか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、市町村の子ども家庭総合支援拠点について御質問を頂きました。
現在県内にはございません。

扶川委員

設置が努力義務であるから、これまで設置されてなかったということですが、2022年度までに設置する方向になって目標ができたわけですね。

東京なんかの例を見ますと、こんな本もありました。私もいろいろ読んで本当かどうか知らないのですが、結構勉強させていただきましたが、東京なんかではセンターと児童相談所との関係があまりよろしくなかったみたいな話も載っていました。徳島は、県下3か所にセンターが置かれて、こういう市町村の体制が弱くても全国で唯一3か所も置いてカバーされてこられたんだろうと思うんですが、これからは市町村の体制を強化していただいて、例えば、児童相談所の、県の体制は人数を増やして、それこそ支援と介入に分離できるような体制をしっかりと取りつつ、市町村の力をつけてもらうことが大事なのではないかと思うんです。

それと、軽度な案件については、市町村が身近なところでずっと見守りをしていかなければいけない。この見守りが十分できているかということが非常に重要なので、それがこれから大きな課題だろうと思うんです。

このセンター設置というのが、是非積極的に進められなければいけないと思うんですが、どんなふうに県としてはフォローアップしていきますか。

石炉こども未来応援室長

ただいま、委員から市町村の子ども家庭総合支援拠点の整備について御質問を頂きました。

先ほどおっしゃられましたとおり、国が昨年12月に出了した新たな強化プランの中で、全市町村への設置が義務付けられておるところでございます。また2022年度までに全市町村ということが言われております。県といたしましても、適切な役割分担によりまして、児童虐待に児童相談所と市町村が適切に対応していくためにも、こうした拠点が必要だと考えております。

この設置につきましては、元々子育て世代包括支援センター、いわゆるネウボラといったものが、先に全国展開を目指しておるところでございます。県内で今3か所設置をされております。こうした全ての妊婦から子供さんまでを適切に見守っていくというこの機能と、こちらの市町村子ども家庭総合支援拠点の虐待対応とがしっかりと連携しながらやっていくということ国としても進めたいというふうに考えておりますので、今後、市町村に対しまして効果的な設置の方法や運営方法等について助言をしながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

今おっしゃっていただいたように、鳴門市、石井町、板野町だけにしかない子育て世代包括支援センター、これは支援するのは子育て相談で、その中でいろいろ課題を抱えた家

庭も発見されてくると。それを新たに今度設置していく子ども家庭総合支援拠点につなげていくと、そういう形を取っていくんでしょうけれども、それについて2022年までにやるんだということで、県が積極的に市町村の技術的助言をして、バックアップをして、何としても実現をしていただきたい。見通しとして2022年までに全市町村に設置をするということで確認してほしいですね。

石炉こども未来応援室長

国におきましては、2022年度までに全市町村ということをお申しておりますので、今年度新たに策定いたします社会的養育計画の中でも、市町村の体制整備については検討していくこととしております。

こうしたことから、この設置につきましても全市町村をお呼びして、現在の検討状況であつたり今後の見通し、そういった各市町村の状況などもお聞きしながら、今後の進め方について計画策定の中でも検討してまいりたいと考えております。

古川委員

まず、事前委員会で待機児童数の速報値の報告がございました。

この10月からは、幼児教育・保育の無償化がスタートするというところで、3歳から5歳児については全ての世帯が無償化されるし、0歳から2歳児については非課税世帯の方について無償化が始まるということで、この4月の選挙の期間中でも、今の参議院の選挙期間中でも、そういうことによって更に待機児童が増えていくのではないかというような懸念も言われておりますけれども、国のほうでは平成24年8月に、子ども・子育て支援新制度が創設されて、平成25年から平成29年までの5か年の間で約54万人分の受皿が拡大できたということ。またその後、平成30年からの3年間で更に32万人分の受皿の拡大をするということで打ち出しております。徳島県において、まずこの平成25年から平成30年までの間で受皿の枠というのはどれだけ拡大をしておりますか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員からいわゆる整備の数についての御質問を頂いたところでございます。

平成25年度から令和元年度までのいわゆる整備の数につきましては、令和元年度が18,949人、そして平成25年度が16,161人でございますので、2,788人の確保をしたところでございます。

古川委員

令和元年度から平成25年度を引いて2,788人分増えたということですね。この6年間ですかね、2,788人分の枠を拡大したということで、あと今年度、来年度の3か年でやっていくということで、この2か年ではどんな予定になっておりますか。

飯田次世代育成・青少年課長

今後につきましては、現時点の計画で、令和2年には19,255人、令和3年度には19,516

人を確保してまいる計画となっております。

古川委員

引き算してほしかったんですけど、お願いします。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、今後の数字についての御質問を頂いております。この数につきましては567人を確保してまいりたいと考えております。

古川委員

これまで2,788人増やしてきて更に567人を増やしていくということで、徳島県においてもかなり受皿の拡大は進んでいるのかなと思います。

一方ですね、待機児童というのは、この間の速報値を見ても減ってないわけです。県は平成27年から5か年で支援計画を立てて、その中で量の見込みと、また確保をしていくことを5か年計画で立てていますが、例えば保育の部分であれば、平成30年度には量の見込みは15,488人で、確保の内容としては17,587人、差し引きすると確保のほうが2,099人多いという数字が出ております。この数字というのは、平成27年3月に策定して毎年見直しをしているのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員のほうからは整備の数に対して利用のほうがどうかというところでございまして、整備ができたなら直ちにその分の子供たちが入るというものでは実はございませんで、御承知のとおり、保育士の確保のお話でございますとか、また地域の偏りということがございまして、例えばこの地にいるものが何キロメートルも離れた所に預けることができないといったようなエリアの問題もございまして、この数字どおりにはなかなか入っていかないという状況でございます。

古川委員

見直しているのかということに対しては、この数字は見直してはないんですね。数字的には確保のほうが多いんだけど、やっぱり待機児童が出るのは受皿があっても保育士さんの確保ができてなくて、受入れができない施設もあるということですか、このあたりあるのであればどんな状況ですか、県内は。

飯田次世代育成・青少年課長

まず先ほどの見直しにつきましては、定期に見直しを行っております、平成27年3月に作った支援計画ではございますが、現在は平成30年3月時点の数値に修正をして計画を進めているところでございます。

また保育士につきましても委員から今お話がありましたとおり、施設を整備しているけれどもそこに保育士が当たらない、勤めていच्छゃらないということで、その定員よりも少ない人数で保育所を運営しているという状況がございます。

古川委員

この平成30年の教字をもう一回教えてもらえますか。一番直近のは平成30年度になるんですか、平成31年度になるんですか。どちらか直近の数字、今の受入れの量と確保の量と、直近の数字を教えてもらっていいですか。

飯田次世代育成・青少年課長

直近の受入れと確保の数字についての御質問を頂いております。直近は令和元年となった平成31年となっております、平成31年4月1日時点での確保数につきましては18,949人、こちらが整備の量でございます。それに対しまして、利用しているのは16,305人という状況でございます。

古川委員

分かりました。確保のほうは2,600人余って多いんだけど、偏りがあったり定員どおり受入れできていない施設もあるということ、もう少し詳しく受入れできていない施設は何箇所ぐらいあって定員の幾らぐらい減らしてるような状況なんですか。

飯田次世代育成・青少年課長

その受入れができていない保育所の数字というのは、今現在持ち合わせてはございません。ただ、多くの所でやはり保育士さんが足りない状況によって入れていない、そしてもう一つはその保育所が受入れができる例えば0歳児、1歳児というところのニーズにはまららないということも補足させていただきます。

古川委員

そのあたり、また数字を教えてくださいと思います、ハード的にはある程度余裕をもって整備をしているけれども、なかなかマッチングができてなかったりすることです、4月1日の速報値で73人が出ているということですけど、新聞報道などによると、保育士さんの一斉退職とかが問題になって、閉園を余儀なくされるような施設も出ているような報道もありますけれども、徳島県内においてはそういう状況はあるんですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員のほうから一斉退職の事情についての御質問を頂きました。県内においては一斉退職についての事例についてはお聞きしておりません。

古川委員

分かりました。ある程度ハード的には余裕があるのに待機児童が出ているということで、しっかりマッチングをしていかないといけないということにつながるとは思いますけれども、事前委員会の時にも他の委員さんが聞かれて、現時点では73人という数字は何人になっているのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

平成31年4月1日時点で待機児童となっておりました73名につきましては、7月1日時点におきまして、21名ということになっております。

古川委員

これは、マッチングがある程度進んで21名まで減ってきているということですね。分かりました。ですからハードの整備も大事ですけど、保育士さんの確保というのが大きな問題になっているのかなと思います。

これまで国も処遇改善を進めてきたと思いますけども、この賃金水準というのはこれまでの処遇改善によってどれぐらい、大体何パーセントぐらいまで引き上げられているのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、保育士の賃金についての御質問を頂いたところでございます。

平成24年度から平成31年度までの処遇改善によりまして、パーセンテージにして約13パーセントの処遇改善がなされているところでございます。

古川委員

そうですか、13パーセントですか。4パーセントぐらいかと思っていたのですが、かなり賃金面での改善は進んでいるのかなというふうに思います。

よく今回選挙期間中でも保育士さんから話を聞くのは、長年勤めても上がるのは頭打ちになってしまう。ベテランの人がもっともっと上がっていくような、今回国への要望でも様々上げていただいているので、このとおりにかなと思うのですけれども、そのあたり最後まで辞めないで勤めてもらうというような、いろんな知恵を県も考えて打ち出して、国への要望等挙げていっていただきたいと思います。

特に賃金は13パーセント上がっているのであれば、例えば退職金とか、県庁の場合は退職金があるから最後までいようかというような人はあまりいないかも分かりませんが、退職金というのはそれなりに大きいと思うのです。そういうのも拡充していく。そういう議論はあんまり今まで出てきてないのかなと思いますので、そういうような工夫もできないかなと思ったりもしますので、こういうことも更なる処遇改善に向けて知恵を出してどんどん発信をしていっていただきたいと思いますし、また賃金面だけじゃなく職場環境の整備。これも大きいと思いますので、育児休業又はそういう子育てを抱えている保育士さんの優先入所というんですかね。そのあたりもしっかりと進めてほしいなと思います。

特に、この優先入所というのは、県内の市町村でも取組はされていると思うんですけれども、実態としては、保育士さんの子供さんの優先入所というのは大体できている状況なんですか。

飯田次世代育成・青少年課長

今、保育士の子供の優先入所についての御質問を頂いております。

国、県ともに取り組んでいく中で、この優先入所につきましても普及に向けた取組を今

進めているところでございます。

なかなか今、待機児童も発生している状況の中で優先入所についてどこまでできているかという部分もでございますけれども、今、その詳しい数字的なものはありませんけれども、市町村によりまして優先入所の普及、市町村と連携しながら優先入所を行っているところでございます。

古川委員

保育士さんが足りないという、足りなくて定員一杯まで受入れができないという施設があるのであれば、保育士さんが子育てのために職場復帰できないというのは、これはちょっと大きい問題だと思いますので、この優先入所はしっかりと希望も最大限叶えられるように取組をしっかりと市町村に訴えていただいで進めていただきたいなと思います。

あと、もう一点、4月1日時点じゃなくて10月1日時点の待機児童というのは多いですよ。かなり大きいですよ。今直近の3年間ぐらいで10月1日時点の待機児童というのはどれぐらいなのですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員から10月1日時点の県内の待機児童の状況について御質問を頂いております。

待機児童につきまして平成30年10月1日で189名で、さかのぼりまして平成29年が217名、平成28年が208名となっております。

古川委員

分かりました。年度途中というのはなかなか対策が難しいかもしれませんが、年度途中のこの方策というか何か取られている、できることってあるんですか。

飯田次世代育成・青少年課長

ただいま、古川委員から年度途中の待機児童解消の方策についての御質問を頂いております。

委員から今御指摘がありましたとおり、待機児童と申しますのは1年間のサイクル、1年度間のサイクルの中で4月1日時点で調整がなされて、そこがいわば最も少ない状態でございます。それから徐々に育休明けの預けたい子供さんが出てきたりということで、お話のとおり10月に向けて増えております。

これが、年度始めであれば有効な対応、年度途中であればというのがなかなかございませんけれども、年度途中におきましても各市町村できめ細かな入所の調整を行いながら、待機児童の削減に努めているところでございます。

古川委員

正にこの10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしますので、この無償化によりまして、更に待機児童が増えていくという状況になると良くないので、しっかりとまた対策を進めていただきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

続いて、もう一点、これも選挙中にもう一つよく聞いたのが認知症の問題。これも不安に思っている県民の方が多いと感じています。国は、2025年で全国で最大約730万人、最大ですけどね。この認知症の方が増えるのではないかという推計もなされているようなところでございます。この推計を本県に当てはめると、本県においては65歳以上の方は何人ぐらいになるのでしょうか。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、古川委員より認知症の方の推計値についての御質問を頂きました。

この国の推計によりますと、認知症の人の割合なんですけれども、本県の高齢者人口に当てはめると約48,000人となっております。

古川委員

徳島県においても48,000人という数字になるということでございますので、この認知症の方の対策をしっかりとこれからも進めていかなくてはいけないと思いますけれども、国は最初、厚生労働省の所管で5か年計画、オレンジプランというのを立ててやっていて、それを国家戦略として新オレンジプランという形でレベルアップして取組を進めていると思うんですけども、徳島県におけるこれまでの認知症対策、また実績、また今後特に力を入れていこうとしていることについて御答弁いただけたらと思います。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、古川委員より、これまでの認知症施策と今後どのように取り組んでいくのかといった御質問を頂きました。

県におきましては、これまで認知症サポーターの養成や、そのサポーターの活動の促進をはじめ、9月21日の世界アルツハイマーデーから始まる1か月間を徳島県認知症対策普及啓発推進月間と設定いたしまして、県内各地で認知症の理解を深めるための啓発活動を実施してまいりました。

また、このほか早期診断、あるいは早期対応できるための体制を整備するために医療と介護の専門職で構成されます認知症初期集中支援チームの立ち上げ支援や人材育成に取り組まして、平成30年4月からは、全市町村におきまして、この支援体制が確保されるなど各種施策を着実に実施してきたところでございます。

また、今年度につきましては、これまでの取組に加えまして、県内のモデル地域におきまして認知症御本人や御家族のニーズと支援者活動ができる認知症サポーターをマッチングする仕組みを構築いたします、認知症サポーター等活動促進事業を実施いたしまして、地域での見守り体制を強化いたしますとともに、集いの場や講演会などにおきまして、当事者の声を共有する機会を増やすことによりまして、認知症の方やその御家族の視点を重視した施策を強化してまいりたいと考えております。

古川委員

よく分かりました。先ほど言った認知症初期集中支援チーム。これは、新オレンジプランの中でも位置付けられて、平成29年度までに全市町村でということで位置付けられたの

ですけど、平成30年度には県内の全ての市町村でということでございます。

この認知症初期集中支援チームというのは、どのような活動というか、どのようなサポートをしてくれるのですか。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、認知症初期集中支援チームの活動についての御質問を頂きました。

この認知症初期集中支援チームについてでございますが、複数の専門職、例えば、医師とか保健師などがチームとして、認知症が疑われる方ですとか、現に認知症としていろいろ悩まれている方及びその家族を訪問して観察評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものでございます。

古川委員

家庭まで訪問をしてくれて、そういう専門家が診断してくれるということですが、県内の実績、そういう数字とかお持ちですか。

六鹿いきがい・活躍推進室長

活動実績についての御質問を頂きました。

平成30年度におきましては266名となっております。

古川委員

はい、分かりました。認知症対策、県内においてもしっかりと進めていただいているという感じを受けましたので、この2025年には大きな数字になってくるという推計が出されておりますので、今後もしっかりと進めていっていただきたいと思います。

最後に、もう一つ補正予算で出ています、この糖尿病対策です。

健康寿命の延伸、高齢化対策で最も大事な対策というのは健康寿命の延伸かなと思っておりますので、この「健康長寿人生100年時代への挑戦」ということで、また糖尿病のこの新規事業が、私も本会議等で質問させていただいて、こういう新たな事業を展開するという打ち出されておりますので、この事業の概要についてちょっと教えていただけたらと思います。

戸川健康づくり課長

ただいま、古川委員から今議会に提出されております6月補正の「打糖！！糖尿病」応援推進事業について御質問を頂いております。

本県の糖尿病死亡率につきましては、平成29年に4年ぶりに全国ワースト1位となったところでございますけれども、先般公表されました平成30年につきましては、若干改善されましてワースト2位となったところでございます。

しかしながら、まだまだ死亡率につきましては高水準で推移しているというところもありまして、本県の重要な課題と認識しておるところでございます。

そこで、最近は人生100年時代を迎えているということで、この100年時代をいかに健康で過ごしていくかということにつきましては、この生活習慣病についての対策を十分やっ

ていかないといけないということもございまして、今回予算を提案させていただいております。

そこで、生活習慣病ということなので、この取組につきましては、皆が一過性で終わらせることでなく、続けていけるようなものでないといけないということで、そういった仕掛けづくりを行っていくということで、具体的に今回いろいろ考えたことは、楽しくお得にということの基本コンセプトとして掲げていくことによりまして、継続していけるものと思っております。そうすることによりまして、高齢者だけでなく無関心層と呼ばれる働き盛り世代に対しても自らの健康や生活習慣に関心を持ってもらうということも目的となっているところでございます。

この事業につきましては、そういった健康無関心層にも刺さるような施策といたしまして、スマホアプリを活用いたしまして、歩数や野菜摂取量、それから健康イベントへの参加などにより、健康ポイントを付与することによりまして、運動習慣の定着化とか適切な生活習慣の確立につなげていこうとするものでございます。

また、運営につきましては、市町村とか保険者も参画できる仕組みづくりとすることによりまして、特に働き盛り世代についての社員の健康づくりだとか、それを支援するツールとして活用することで健康経営を後押ししていくということにもつなげていきたいと考えております。

それから、健康ポイントにつきましては、協賛企業を募りまして、提供の県産品との交換を可能とするなど、お得感も創出したいと考えておりまして、今後の開発につきましては、参加意欲向上や地域経済の活性化につなげていくために、県民だけでなく、市町村、保険者、協賛企業、全てに呼び掛けまして、お得なシステムとしてオール徳島として健康ポイント事業を推進していきたいと考えております。

古川委員

分かりました。楽しく、お得にというコンセプトはいいと思います。

これで、本当に大きな県民運動として広がっていくようにしっかりと取り組んでいただきたいなと思いますけど、スタートはいつぐらいを目指しているんですか。

戸川健康づくり課長

この事業のスタートの御質問でございませぬけども、今年度このアプリの開発期間ということにさせていただいておりますので、運用につきましては来年の4月からということを考えています。

古川委員

分かりました。今年度中にしっかりと案を練って4月から満を持していくということですね。分かりました。本当に、どういう形でやっていくのが一番いいのか、しっかりと検討していただいて4月のスタートに当たって、しっかりとPRもしていただいて、プレイベントなんかの予算は取ってないかも知れませぬけども、それぐらいの意気込みでしっかりPRした上で4月にスタートできるように万全の体制で進めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

黒崎委員

今、古川委員から認知症の話が出ました。今日は、認知症の話をする予定ではなかったんですけど、やっぱり一番大事なことだと考えております。

特に認知症でも、若くして認知症になった方をお持ちの家庭の方々、こういった方々の御苦労は大変なことだと思います。

認知症全般について様々な議論も行われて施策も始まったということですが、若くして認知症になった方、私の聞くとところによると30歳からもう認知症の方がおられるというのですね。何十年もの間ずっと認知症で、当初から認知症の状態なのかと言えば、そうではなくて普通の時もあると。普通の時がほとんどで突然認知症になる。それが段々色濃くなっていくということのように私も伺っております。

そういった若年性認知症あるいは若くして認知症になった方々への支援というのが、かなり大事ななと思っております。徳島県的に県の数値として若年性認知症の方というのは把握できているのでしょうか、どうなのでしょう。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、黒崎委員より若年性認知症の推計値についての御質問を頂きました。

徳島県で実態調査というのは、なかなか困難なところもございまして、先ほど申し上げた全体の認知症の数とも重なるのですけれども、平成21年に厚生労働省が発表した調査によりますと、全国で約3万8,000人とわれまして、これを徳島県の人口に同じように当てはめると約360名になるかと推測されます。

黒崎委員

なるほどね、そこには数字の難しさがあると、把握する難しさがあるということですね。ただ、単純に考えて360人ということですね。

特に若年性認知症に特化したみたいな対策あるいは援助、こういったものはどうなんでしょう。県費的に何かお考えになっているのか、あるいは国から具体的にこんなものがあるというふうになっているのか、そのあたりをお伺いします。

六鹿いきがい・活躍推進室長

ただいま、県としての取組についての考えとか、これまでの取組についての御質問を頂いたところでございます。

もちろん、徳島県におきましても、若年性認知症対策、大きな課題といたしますか、推進していかなければならない問題だと考えております。このため、県におきましても、平成27年度に、若年性認知症実態調査をいたしました。そして、その結果等も踏まえまして、取組を少しずつではありますが、進めてきているところでございます。

この調査によって明らかになったことといたしましては、発症をきっかけに約80パーセントの方が仕事を休職、早期退職されているという実態が明らかとなりました。そのため、平成28年度には、徳島県に若年性認知症支援コーディネーターを配置いたしまして、早期発見からの相談対応や、サービス利用の調整を実施してまいったところでございます。

このほか、若年性認知症の方の就労、社会参加のための検討会を実施したり、支援に関する事例検討会をしたり、労働関係部局の方とも一緒に、いろんな研修会でしたり、事例検討会をする中で、個々の対応について、お一人お一人によってニーズは異なりますので、そうした御本人の思いですとか、御家族の方の思い、そういったものも踏まえながら、より良い支援に結び付けるような検討を重ねているところでございます。

黒崎委員

特にこの若年性認知症のお話というのはね、やはり御本人はともかく、その御家族、御家庭が大変な御苦勞をされるということでございます。大きな悩みを抱えるということでございますので、是非とも、公の立場の県が、何か手助けができるようなことを具体的にお考えいただきたいと思う。

特に、障がい者支援、障がい者の就労というのは比較的最近、進みつつあります。まだ十分ではありませんが、若年性認知症の方に仕事を提供するという、そういった施設も現れてきております。東京都内に何箇所かあります。

是非とも、そういったことも取り入れて、聞くところによると、その若年性認知症の方も1日のうちの何時間かは仕事がちゃんとできる状態であると。何かのはずみで、ちょっとその認知症の状態になって、また、お世話してる担当者の方が一言二言、あるいは何かの所作をしたとたんにまた元通りになるというふうな、そんなようなこともあるんだということも聞いておりますので、大変難しいことだと思えます。ただ、やっている場所もあります。是非とも、難しいことだとは思いますが、若年性認知症、あるいは認知症の方の人生を、積極的な形のものにしてあげたいと思えます。御家族にとってもそうだと思います。是非とも、前向きに認知症の方の就労支援、あるいは就労支援的な職場の作り方を目指していただきたい。このように思うのですがいかがでしょうか。

六鹿いきがい・活躍推進室長

若年性認知症の方、あるいは家族の方への支援についてということでございますが、企業等を対象といたしました啓発による離職への理解促進、それから就労継続の支援を図るとともに、研修等を実施させていただきますことによって、障がい者雇用支援分野の関係機関や先ほども御紹介させていただきました市町村の認知症初期集中支援チーム、あるいはキーパーソンとなる認知症地域支援推進員等も、各市町村に配置されているところでございますので、こうした方々とも、連携を強化いたしまして、発症の早期から切れ目のない支援体制の構築を進めますとともに、認知症の容態に応じた、その時その時によって求められるニーズも異なってまいりますので、そうしたニーズにきめ細やかにサービスが提供できるような支援を、関係機関とともに構築させていただきたいと考えております。

黒崎委員

大変難しいことではありますが、あえて今日お願いを申し上げました。是非ともよろしくお願いを申し上げます。

それとあともう一点、男性県職員の育児休暇の取得率を2017年から2022年を目指して、男女共同参画基本計画の中で、男性県職員の育児休業取得率を22.5パーセントから30パー

セントに上げる。また、男性県職員の育児のための休暇取得率を42.5パーセントから100パーセントにするということでもあります。この休暇取得率と休業取得率の違いについて、お尋ね申し上げます。

山上男女参画・人権課長

先ほど、黒崎委員さんから、男女共同参画基本計画の中の目標数値に関しまして御質問を頂いたところでございます。

それぞれ、育児休業の取得率と育児参加のための休暇取得率の違いということもございますけれども、まず、育児休業につきましては、皆さんがおっしゃっている、育児のために休業をする場合でございます。特にこちらのほうで数値目標に上げているのが、男性県職員の育児参加のための休暇取得率、これがややこしいということかと思っておりますけれども、県の制度といたしまして、出産に関しまして、小学校就学の始期までに達する子を養育する男性職員に与えられる休暇というのが、分娩予定日の前後8週間のうち5日間ございます。その期間を取っていただいている方の数値目標を上げていこうということもございます。

黒崎委員

よく分かりました。それぞれ何パーセント目標を設定してございます。これ、県の職員さん、特に男性職員さんも女性の職員さんもそうですけど、大変お忙しいと思います。残業が続いて、夜、この下を通ったらいつも電気がついているというふうな状況でございますが、実際、この100パーセントという休暇取得率というのは大丈夫ですか。これ、達成できますか。

山上男女参画・人権課長

ちょっと主務部局が経営戦略部ということなので、私から申し上げますのは、先ほど言いました数値目標、男性県職員の育児参加のための休暇取得率、これを平成31年度までに100パーセントという目標を掲げているわけなんですけれども、これにつきましては、該当職員がということで、まずしているというところでございます。これが1点でございます。

それと、もう1点につきましては、県の職員に関しまして、お子さんが産まれるとか、あるいは妊娠が分かったということになりますと、まず、その職員の方が職場に申し出て、その職場の所属長と職員が面談して、しっかりどういった計画で休暇を取得するかとか、こういったことも話し合うということになっております。

また、それから、実際お子さんが産まれた時は、所属長のほうからワーク・ライフ・バランス支援書ということで、出産に関してのこういった休暇があるので、積極的に活用してくださいというような紙も渡すような仕組みになっておりますので、そういった形で休暇取得というのを上げてまいりたい、このように考えているところでございます。

黒崎委員

是非とも、高い目標を掲げてございますので、目標を達成するように頑張ってくださいと思います。

それと、同じような、これ県庁内の職員さんの話ですね。例えば教育委員会の中でも、同じような目標値の設定はあるんでしょうか、ないんでしょうか。先生方、大変お忙しいと思うんですけど、こういった育児休業とか育児休暇等について、どうなんでしょう。

中野教職員課長

ただいま、教育委員会の状況はどうかという御質問ですけれども、教育委員会においても、やはり男性の育児休業の取得率はそう高くない状況でございます。できるだけ取っていただきたいというふうな周知を図っているところでございます。

黒崎委員

恐らく今日、北野生活安全部長さんも出られているので、今度は警察も聞かれるかなと思ってたんじゃないかと、警察も同じようにありますよね。あるんですけど、皆さん本当にお忙しいと思うので、できるだけ子育てには、他人の力を借りるというのも一つの知恵なんですけど、やっぱり自分の子供は努力して親が育てるという、こんなの言ったら、お前、古いなって言われるかも分かりませんが、できるだけ親が手間を掛けられるような環境を作ることが、やっぱり一番いいんだと思います。是非とも皆さん努力して、育児休暇・育児休業をしっかりと取っていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

井下副委員長

先日の文教厚生委員会でも少しだけ触れさせていただいたのですが、家庭教育支援条例がありますが、親の支援、これでいうのは例えばなんですけど、虐待とか発達障害とか、貧困の対策等々、早期発見にもつながるんですが、先日、教育委員会のかもいだったので、そこでしかお話を聞けなかったんですが、どのように他の部署との連携を取っていますか。分かれば教えてください。

須見委員長

小休します。(12時00分)

須見委員長

再開します。(12時00分)

井下副委員長

また、分かれば教えてください。条例の中に親の支援という部分があるんですが、親の支援というのは、発達段階に応じて細かく変わってくると思うんです。ですので、教育委員会だけでなかなか対応できないところがあると思いますので、他の部署と連携してやっていただければいいなと思っておりますので、また分かれば教えてください。

須見委員長

はい、他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月27日(火)から8月28日(水)までの二日間の日程で実施することとし、内容としましては、次世代人材育成対策及び少子高齢化対策に関する先進的な取組等を調査するため、大阪府及び兵庫県の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と言う者あり)

それではさよう決定いたします。

これをもって、次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時02分)